

ミネラルウォーターや食品中の PFASへの対応について

2025年12月19日（金）

PFASについて知り学ぶ勉強会（あかし保健所）

食品衛生基準審査課



消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤーン」

食品の安全を守る仕組み

リスク分析 (リスクアナリシス)

食品安全分野における**リスク分析**とは、**国民の健康の保護**を目的として、国民やある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、**可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするためのプロセス**

リスク評価 (リスクアセスメント)

健康への影響を科学的に評価

内閣府食品安全委員会

機能を分離

リスク管理 (リスクマネジメント)

実行可能性や費用対効果も勘案して
リスク低減措置を実行・監視指導

消費者庁 厚生労働省 農林水産省 環境省

リスクコミュニケーション

消費者や事業者などを含めた
すべてのステークホルダーが
相互に意見・情報を交換

関係者全員

関係府省庁間の役割分担

食品安全行政の総合調整

消費者庁

- 各府省庁の調整
- 「基本的事項」の作成
- リスクコミュニケーションに関する事務の調整
- 各府省庁に対する措置要求

リスク評価

食品安全委員会

食品安全基本法

- リスク評価の実施
 - リスク管理を行う行政機関への勧告
 - リスク管理の実施状況のモニタリング
 - 内外の危害情報の一元的な収集・整理
- など

評価の要請

評価結果の
通知、勧告等

リスク管理

消費者庁

食品衛生法、食品表示法 など

- 食品衛生に関する規格・基準の策定
- アレルギー表示、栄養成分表示等の基準の策定
- 重大事故等に係るすきま事案（事業者への勧告、命令（譲渡、使用禁止等））

厚生労働省

食品衛生法

- 規格・基準が守られているかの監視
- 食中毒対策 など

農林水産省

農薬取締法、飼料安全法 など

- 農薬の使用基準の策定
 - 飼料の規格・基準の策定
- など

環境省

水道法、農用地土壌汚染防止法 など

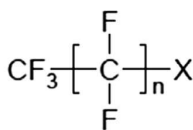
- 水道水質基準等の策定

2

PFASとは

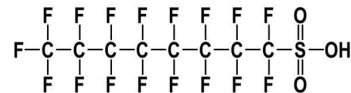
- PFASは、有機フッ素化合物の総称であり、その分子種の定義は複数存在する。
 - OECDによると、4,730のPFAS分子種の存在が確認されている。
- 撥水性、撥油性と、物理的・化学的な安定性を併せ持つことから、溶剤、界面活性剤、繊維・革・紙・プラスチック等の表面処理及びその原料、イオン交換膜、潤滑剤、泡消火剤、半導体原料、フッ素ポリマー加工助剤等、幅広い用途で使用されている。
- PFASのうちPFOS、PFOA及びPFHxSは、化審法※に基づく第一種特定化学物質に指定され、その製造及び輸入が原則禁止されている。
 - PFOSは2010年、PFOAは2021年、PFHxSは2023年に指定。

※化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）

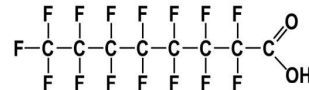


PFAS分子種の一般的な構造
※Xは親水性の末端基

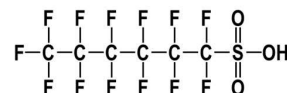
パーフルオロオクタンズルホン酸 (PFOS)



パーフルオロオクタン酸 (PFOA)



パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)



耐容一日摂取量 (TDI) ※ の設定

※ヒトが一生にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量のこと。

PFOS

TDI : 20 ng/kg体重/日 (2×10^{-5} mg/kg体重/日)

(根拠の概要)

- PODとしては、ラット2世代生殖・発生毒性試験でみられた児動物における体重増加抑制のNOAELである0.1 mg/kg体重/日を採用
- EPA、FSANZ、ATSDRが算出したPOD_{HED}である0.0005~0.0006 mg/kg体重/日 (500~600 ng/kg体重/日) を採用
- 不確実係数は30 (種間不確実係数: 3、種内不確実係数: 10)

PFOA

TDI : 20 ng/kg体重/日 (2×10^{-5} mg/kg体重/日)

(根拠の概要)

- PODとしては、マウス生殖・発生毒性試験でみられた胎児の前肢及び後肢の近位指節骨の骨化部位数の減少、雄の児動物の性成熟促進のLOAELである1 mg/kg体重/日を採用
- EPAが算出したPOD_{HED}である0.0053 mg/kg体重/日 (5,300 ng/kg体重/日) を採用
- 不確実係数は300 (種間不確実係数: 3、種内不確実係数: 10、LOAELを用いることによる不確実係数: 10)

PFHxSについては、「現時点では算出は困難である」と判断された。

出典: 2024年6月 食品安全委員会 食品健康影響評価書「有機フッ素化合物 (PFAS)」

4

国内及び諸外国等における飲料水の規制状況等

国等	対象及び根拠	内容
日本	水道水 (水道法第4条に基づく水質基準)	PFOSとPFOAの合算値として 0.00005 mg/L (50 ng/L)
	ミネラルウォーター類 (殺菌又は除菌を行うもの)	PFOSとPFOAの合算値として 0.00005 mg/L (50 ng/L)
WHO	飲料水 (PFOS and PFOA in Drinking-water, Background document for development of WHO Guidelines for Drinking-water Quality, 29 September 2022, Version for public review)	暫定ガイドライン値として、 PFOS、PFOAそれぞれに対して0.1 µg/L (100 ng/L)、 全てのPFASに対して 0.5 µg/L (500 ng/L)を提案 ※ 2023年11月、パブリックコメントを受けてPFASのレビュー継続を発表
コーデックス規格 (Codex Alimentarius)	基準値は設定されていない。	基準値は設定されていない。
EU	人間の消費を目的とした水 (water intended for human consumption) (Directive(EU) 2020/2184) ※ 責任ある当局からナチュラルミネラルウォーターと認定されたものは適用除外されている。「ナチュラルミネラルウォーター」は、地下水面または堆積層に由来し、1つ以上の自然出口又は掘削出口から汲み上げられた泉から湧き出る、微生物学的に健全な水とされている (Directive 2009/54/EC)。	PFAS Totalに対して 0.50 µg/L (500 ng/L) Sum of PFASに対して0.10 µg/L (100 ng/L) ※ PFAS Totalは炭素数3以上のパーフルオロアルキル部分又は炭素数2以上のパーフルオロアルキルエーテル部分を持つPFASの合計、Sum Of PFASは指定された20種類のPFAS (PFOS及びPFOAを含む。)の合計。加盟国はPFAS TotalとSum of PFASの片方または両方を用いることを選択できる。なお、EU加盟国は、2026年1月12日までに規制値を遵守するための必要な措置を講じなければならないとしている。
米国	飲料水 (National Primary Drinking Water Regulation (NPDWR) on April 10, 2024) ※ 規制対象は、水道水に限られる。	PFOS、PFOAそれぞれに対して 4.0 ng/L ※ ※米環境保護局(EPA)は、2024年4月に規制とすることを公表し、各水道会社に対して、3年以内にモニタリングを実施し、基準超過の場合は5年以内の削減措置を求めている。その後、2025年5月に、PFOS及びPFOAについての規制値は維持するものの、遵守期限を2029年から2031年に延長することを検討するとともに、PFOS及びPFOA以外のPFASの規制について再考する意向が公表された。(2025年6月時点)

5

水道水（水道法）における見直し

● 令和2年3月

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「水質基準に関する省令の一部改正等について（施行通知）」により、**水質管理目標設定項目としての目標値（暫定）を50 ng/L（PFOS及びPFOAの合算値）**に設定

<設定根拠>

- ・ 耐容一日摂取量（TDI） : 20 ng/kg体重/日
- ・ ヒトの平均体重 : 50 kg
- ・ 水道水経由のばく露割合 : TDIの10%
- ・ ヒトが1日に飲用する水の量 : 2 L
- ・ 保守的で健康保護的なアプローチとして、PFOSとPFOAの合算値として設定

● 令和7年2月および4月

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水道水質・衛生管理小委員会において、水質管理目標設定項目から**水質基準項目（規制対象分子種及び規制値は変更なし）**への方針を了承（施行日は令和8年4月1日）

見直し前

見直し後

水質管理目標設定項目*	目標値（暫定）
PFOS及びPFOA	PFOS及びPFOAの量の和として 0.00005 mg/L以下 (50 ng/L以下)



水質基準項目*	基準値
PFOS及びPFOA	PFOS及びPFOAの量の和として 0.00005 mg/L以下 (50 ng/L以下)

* 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）において、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として定められる。

* 水道法第4条に基づく水質基準。水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）により定められる。

ミネラルウォーター類中のPFOS及びPFOAに関する調査結果

■ 実施主体

厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品基準審査課（現在は消費者庁 食品衛生基準審査課）

■ 対象及び調査年度

国内に流通するミネラルウォーター類（令和3年度：160試料、令和4年度：98試料）

■ 結果

- ・ PFOS及びPFOAの含有量は概ね定量下限値未満であった。
- ・ 令和4年度に調査した98試料のうち、水道法における水道水の暫定目標値（PFOSとPFOAの合算で50 ng/L）を超過する試料が1試料あった（PFOSとPFOAの合算値：56 ng/L）。

※ 暫定目標値を超過した1試料については、当該試料を取り扱う事業者の所在地を管轄する地方公共団体に対して、当該調査結果を情報提供した。
なお、その後の検査結果では暫定目標値を下回っていることが確認された。

※ 令和4年度の調査において、暫定目標値を超過した1試料を除くと、PFOSとPFOAの合算値の最大値は9.4 ng/L（国産品：9.4 ng/L）であった。

調査年度	対象試料数	調査物質*	定量下限値（2.5 ng/L） 未満の試料数（割合）	最大値 （ng/L）	PFOSとPFOA の合算値の最大値 （ng/L）
令和3年度	160 うち国産品：126	PFOS	160（100%） うち国産品：126（100%）	定量下限値未満	23 国産品：23
		PFOA	151（94%） うち国産品：117（93%）	23 国産品：23	
令和4年度	98 うち国産品：78	PFOS	95（97%） うち国産品：75（96%）	44 国産品：44	56 国産品：56
		PFOA	89（91%） うち国産品：70（90%）	12 国産品：12	

* 直鎖体のみの定量値

ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等について

(平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 食品規格部会 資料1-1 別紙1)

基本方針

- 平成15年7月1日付けで食品安全委員会に対し清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価を依頼した化学物質（農薬を除く）について、食品健康影響評価及び水道法に基づく水質基準（以下「水質基準」という。）等の見直しの状況を踏まえ、逐次改正方式でミネラルウォーター類に係る成分規格の設定等を検討する。
- なお、食品安全委員会に対し食品健康影響評価を依頼していない物質等であっても、最新の知見に照らし、人の健康保護の観点から必要と判断されるものについては、適宜、成分規格の設定等を行う。

ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格設定方針

- 現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原水基準をもとに、以下の方針に従って成分規格に設定する項目の選定及び基準値の設定等を行う。

1. 項目の選定

(1) 健康関連項目

- ① 水質基準及び水質基準を補充する意味で水道水に関して設定されている水質管理目標（以下「水質管理目標」という。）において、人の健康の保護の観点からの評価値に基づき基準値等が設定されている項目（以下「健康関連項目」という。）のうち、水質基準とされている項目については、成分規格の項目として選定する。
- ② 健康関連項目であって、水質管理目標設定項目とされており、かつ、WHO飲料水水質ガイドラインにおいてガイドライン値が設定されている項目については、成分規格の項目として選定する。

(2) 性状関連項目

- ① 水質基準及び水質管理目標において、水の性状の観点からの評価値に基づき基準値等が設定されている項目（以下「性状関連項目」という。）については、原則として成分規格の項目として選定しない。
- ② ただし、性状関連項目であっても、以下の項目については、成分規格の項目としての選定を検討する。
 - ・ 水質基準又は水質管理目標及びWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、人の健康の保護の観点からの評価値等が算出されている項目（銅、残留塩素）
 - ・ 「水道水質に関する基本的な指標」又は「水質汚染に関する総括的な指標」との位置付けで水質基準とされている項目（味、臭気、色度、濁度、有機物）。

2. 基準値の設定

原則として、水質基準等の設定の考え方に準じ、以下に従って基準値を設定する。ただし、水質基準等において、人の健康の保護の観点から例外的な評価がなされている場合は、個別に考慮する。

(1) 健康関連項目

- ① 前掲一日摂取量（TDI）等の閾値が設定される物質については、基本的には、他の食品からの寄与を考慮した条件*で対象物質の1日暴露量がTDIを超えないような評価値を算出し、基準値とする。
 - * 人が1日に飲む水の量（2L）、人の平均体重：50kg、水経由の暴露割合としてTDIの10%（消毒副生成物については20%、浄水処理に直接使用される消毒剤又はその分解副生成物については30%）
- ② 遺伝毒性が関与する発がん物質等、閾値が設定されない物質については、基本的には、発がんユニットリスクから発がんリスクレベル 10^{-4} となるような評価値を算出し、基準値とする。
- ③ 閾値が設定される場合及び閾値が設定されない場合の双方の観点から評価が行われている物質については、①及び②の二通りの方法で評価値を算出し、より低い方の評価値を基準値とする。

(2) 性状関連項目

- ① 人の健康の保護の観点からの評価が実施されている項目については、その評価値を基準値として設定することを検討する。
- ② 「水道水質に関する基本的な指標」又は「水質汚染に関する総括的な指標」との位置付けで水質基準とされている項目については、その水質基準値を基準値として設定することを検討する。

ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の成分規格設定方針

- 現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準をもとに、原則としてコーデックスのナチュラルミネラルウォーター規格に準拠し、成分規格に設定する項目の選定及び基準値の設定等を行う。

8

ミネラルウォーター類におけるPFOS及びPFOAの規格基準設定経緯①

1. ミネラルウォーター類の成分規格の項目について

- ミネラルウォーター類については、水道水の代替として摂取されている実態があることから、水道法に基づき水道水の水質基準等として人の健康の保護の観点から基準値が設定されている項目については、食品衛生法においてもミネラルウォーター類の成分規格の項目とすることを検討することとしている。

➢ 「ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等について」
(平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 食品規格部会 資料1-1 別紙1)

- ただし、ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの（以下「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」という。）については、製造基準として原水の採水の段階から厳格な管理を行うこととしていることから、従来、成分規格については必ずしも水道水と同様の基準とはせず、原則としてコーデックスのナチュラルミネラルウォーター規格に準拠し、項目の選定を行うこととしている。

➢ 「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の製造基準」（抄）

- ・ 原水は、自然に、又は掘削によつて地下の帯水層から直接得られる鉱水のみとし、泉源及び採水地点の環境保全を含め、その衛生確保に十分に配慮しなければならない
- ・ 原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであつてはならない。

- 環境省において、水道水の水質基準項目としてPFOS及びPFOAを追加する方針が了承。
- 一方、コーデックスのナチュラルミネラルウォーターの規格において、現在、PFOS及びPFOAは設定されておらず、また、ミネラルウォーター類についてPFOS及びPFOAの規格を設定しているEUにおいても、ナチュラルミネラルウォーターは対象外としている。

食品衛生法に基づく規格基準としては、ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの（以下「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」という。）を対象に、PFOS及びPFOAを成分規格として設定する。

9

ミネラルウォーター類におけるPFOS及びPFOAの規格基準設定経緯②

2. 基準値について

- ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格の基準値については、従来、水質基準等の設定の考え方に準じて設定することとしている。
- 平成22年の成分規格設定方針においても、水道水質基準等の設定の考え方に準じて、耐容一日摂取量（TDI）等の閾値が設定される物質については、基本的には、他の食品からの寄与を考慮した以下の条件で対象物質の1日当たりのばく露量がTDIを超えないような評価値を算出し、基準値とすることとされている。
 - ・ 人が1日に飲用する水の量：2 L
 - ・ 人の平均体重：50 kg
 - ・ 水経由のばく露割合としてTDIの10%
- 今回の水道水の水質基準におけるPFOS及びPFOAの基準値においては、この条件に基づきPFOS及びPFOAの合算値として50 ng/Lと設定されている

以上から、PFOS及びPFOAに係るミネラルウォーター類の成分規格としては、以下のとおりとする。

**ミネラルウォーター類（殺菌又は除菌を行うもの）：PFOS及びPFOAの合算値として0.00005 mg/L
(50 ng/L)**

※ 告示の日（令和7年6月30日）から施行。ただし、令和8年4月1日（水道水質基準の改正の施行日）前に製造・輸入されたものを加工・使用・調理・保存・販売する場合は、従前の例によることができることとする。

10

改正に係る通知

○ミネラルウォーター類におけるPFAS（PFOS及びPFOA）の成分規格の設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正について（令和7年6月30日消食基第402号、厚生発0630第5号消費者庁次長、厚生労働省健康・生活衛生局長連名通知）

清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの（容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上のものを除く。）」の製造基準として規定する、「原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであつてはならない」（2 清涼飲料水の製造基準（2）個別基準 1. c）について、PFOS及びPFOAは、人の健康を損なうおそれのない濃度として、当面の間、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」のPFOS及びPFOAに係る成分規格の値とすること。

○ミネラルウォーター類におけるPFAS（PFOS及びPFOA）の成分規格の設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正に伴う対応について（令和7年6月30日消食基第404号、厚生食監発0630第1号消費者庁食品衛生基準審査課長、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長連名通知）

1. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものであって、かつ、容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98 kPa以上のものの原水については、自主的にPFOS及びPFOAの濃度を管理し、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」のPFOS及びPFOAに係る成分規格の値（0.00005 mg/l）を参考に可能な範囲で低減措置等の対応を検討することが望ましいこと。
2. 水道水以外の食品製造用水を使用する食品等事業者においては、自主的にPFOS及びPFOAの濃度を管理し、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」のPFOS及びPFOAに係る成分規格の値（0.00005 mg/l）を参考に可能な範囲で低減措置等の対応を検討することが望ましいこと。

11

試験法について

- 清涼飲料水等の試験法については「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」（平成26年12月22日付食安発1222第4号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により通知しています。
- II. 個別試験法に、ミネラルウォーター類中のペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）試験法を追加しました。

パブリックコメントを実施しました。

1. 募集期間：令和7年10月1日（水）～ 同年10月30日（木）（終了）
2. 「「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」の一部改正（案）」について
3. 提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）及び郵送
4. 御意見総数：12件

頂いた御意見につきましては、近日中に公表させていただきます。

- 11月14日付で「食品中の有害物質等に関する分析法の妥当性ガイドラインについて」の一部改正と合わせて通知を発出しました。

12

消費者庁ウェブサイト

消費者庁 PFAS

ミネラルウォーター類におけるPFASの規格基準について

告示

- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示(令和7年内閣府告示第105号)[PDF:151KB]

通知

- 「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」の一部改正について(令和7年11月14日消費第566号消費者庁次長通知)[PDF:744KB]
- 「食品中の有害物質等に関する分析法の妥当性確認ガイドラインについて」の一部改正について(令和7年11月14日消費第568号消費者庁次長通知)[PDF:636KB]
- ミネラルウォーター類におけるPFAS(PFOS及びPFOA)の成分規格の設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正について(令和7年6月30日消費第402号、健康発0630第5号消費者庁次長、厚生労働省健康・生活衛生局長連名通知)[PDF:127KB]
- ミネラルウォーター類におけるPFAS(PFOS及びPFOA)の成分規格の設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正に伴う対応について(令和7年6月30日消費第404号、健康発0630第1号消費者庁食品衛生基準審査課長、厚生労働省健康・生活衛生局長監視安全課長連名通知)[PDF:130KB]

Q&A

- 「ミネラルウォーター類のPFOS及びPFOAに係る規格基準」に関するQ&A

担当:食品衛生基準審査課

13

令和6年度農畜水産物のPFAS含有実態調査結果（農林水産省）

令和7年9月4日
食品規格・乳肉水産・伝
達性海綿状脳症対策部会
資料 1

○ 国内に流通している代表的な国産農畜水産物14品目を対象に含有実態調査を実施

PFOSの摂取量換算

品目	食品消費量 (g/日)	中央値 (ng/kg)	最大値 (ng/kg)	平均摂取量 (ng/kg体重/日)	最大摂取量 (ng/kg体重/日)
玄米	139.0	5.0	5.0	0.012	0.012
パレイショ	22.9	5.0	5.0	0.002	0.002
キャベツ	26.6	5.0	5.0	0.002	0.002
トマト	13.4	5.0	5.0	0.001	0.001
牛肉	14.6	5.0	23	0.001	0.006
豚肉	42.0	5.0	12	0.004	0.009
鶏肉	36.0	5.0	66	0.003	0.042
鶏卵	40.2	27	1300	0.019	0.922
牛乳	80.2	10	10	0.014	0.014
マイワシ	5.5	130	1800	0.013	0.175
マダラ	4.5	36	230	0.003	0.018
カツオ	3.6	350	1800	0.022	0.114
アユ	0.10	760	76000	0.001	0.134
アサリ	1.7	73	570	0.002	0.017
14品目合計				0.10	1.5

※PFOSの耐容一日摂取量は、20 ng/kg体重/日

PFOAの摂取量換算

品目	食品消費量 (g/日)	中央値 (ng/kg)	最大値 (ng/kg)	平均摂取量 (ng/kg体重/日)	最大摂取量 (ng/kg体重/日)
玄米	139.0	5.0	15	0.012	0.037
パレイショ	22.9	5.0	10	0.002	0.004
キャベツ	26.6	5.0	5.0	0.002	0.002
トマト	13.4	5.0	28	0.001	0.007
牛肉	14.6	5.0	5.0	0.001	0.001
豚肉	42.0	11.0	42	0.008	0.031
鶏肉	36.0	5.0	5.0	0.003	0.003
鶏卵	40.2	10	110	0.007	0.078
牛乳	80.2	5	5.0	0.007	0.007
マイワシ	5.5	120	580	0.012	0.056
マダラ	4.5	20	49	0.002	0.004
カツオ	3.6	10	73	0.001	0.005
アユ	0.10	32	2900	0.000	0.005
アサリ	1.7	730	9000	0.022	0.268
14品目合計				0.08	0.51

※PFOAの耐容一日摂取量は、20 ng/kg体重/日

- 今回の調査対象とした14品目の消費量は、食品全体の消費量の約3割に相当
- 14品目の平均摂取量は、耐容一日摂取量（TDI）の0.5%（PFOS）、0.4%（PFOA）と十分に低い水準
- 14品目の最大摂取量においても、TDIの7.5%（PFOS）、2.6%（PFOA）であり、相当低い水準

※ 中央値や最大値が検出下限値未満の場合は、検出下限値を、定量下限値未満の場合は定量下限値を代入しています。

14

令和7年度以降の対応（農林水産省）

令和7年9月4日
食品規格・乳肉水産・伝
達性海綿状脳症対策部会
資料 1

- 令和7年度も品目を14品目以外にも拡大しながら実態調査等を継続
- 令和6年度調査で、特異的に高い値が見られた試料について、さらに実態の把握や要因について調査を実施

（実施予定品目）

農産物：ダイコン、ニンジン、ホウレンソウ、タマネギ、ブロッコリー、ハクサイ、キュウリ、ナス、サトイモ、ダイズ、小麦、リンゴ、ミカン

畜産物：牛肉、豚肉、鶏肉、牛乳、鶏卵

水産物：ギンザケ、ニジマス、ホタテガイ、マサバ、クロマグロ、マダイ、ブリ、マゴイ、マガキ、ワカメ（海藻加工品）

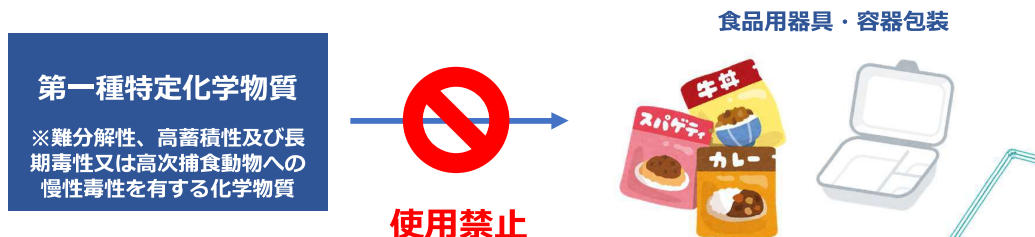
15

- 農水省の調査に基づくばく露量は、耐受一日摂取量（TDI）より十分に低いことから、現時点で直ちに規格基準の策定が必要となる状況にないと考えられるのではないかと。
- 今回得られた調査結果は、14品目のみの結果であり、これは食品全体の消費量の約3割に留まるものであるため、基準策定の議論は、今後農水省で品目を拡大して行われる調査の結果を待つ必要があるのではないかと。

器具・容器包装における第一種特定化学物質の使用禁止について

概要

- 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）に規定する第一種特定化学物質は、難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質であり、その国内製造、輸入、製品の製造のための使用等は原則禁止されている。ただし、食品用の容器包装は、化審法において適用除外となっており、食品衛生法において規格基準を定めている。
- 食品用の器具・容器包装については、平成30年の食品衛生法改正によりポジティブリスト制度を導入し、令和7年6月に完全施行。まずは合成樹脂を対象としており、第一種特定化学物質については、リストに掲載せず、明示的に使用を禁止したところ。
- 一方、合成樹脂以外の器具・容器包装については、明示的に使用を禁止する規定がなかったことから、今般、ポジティブリスト制度の完全施行と合わせて、規格基準告示の一般規定において「器具又は容器包装には、第一種特定化学物質を原材料として用いてはならない」とする規定を設けた（令和7年内閣府告示第91号）。
- なお、製造工程における副生など、原材料としての使用に当たらない第一種特定化学物質の器具又は容器包装への混入については、本規定に抵触するものではないことについて、施行通知（令和7年4月28日消食基第284号）において示した。



経過措置

- 施行日（令和7年4月28日）から半年後までに販売・製造・輸入・営業上使用されている器具又は容器包装については、適用しない。